

“We stand by you”のせてん



# 索道 2010年 安全報告書



2010年9月

能勢電鉄株式会社

目次	・・・・・・・・・・	1
ごあいさつ	・・・・・・・・・・	2
1．安全の基本的な方針と安全目標	・・・・・・・・・・	3
1-1 安全の基本的な方針	・・・・・・・・・・	3
1-2 2010 年度安全目標	・・・・・・・・・・	4
1-3 2010 年度安全方針	・・・・・・・・・・	4
2．安全管理体制	・・・・・・・・・・	5
2-1 安全管理体制	・・・・・・・・・・	5
2-2 安全管理推進委員会	・・・・・・・・・・	6
2-3 安全管理規程・安全管理推進委員会規程	・・・・・・・・・・	6
2-4 2009 年度の安全管理体制に係る主な活動	・・・・・・・・・・	6
3．安全重点施策の内容	・・・・・・・・・・	7
3-1 安全最優先の意識の徹底と浸透	・・・・・・・・・・	7
3-2 情報伝達と共有化の徹底および双方向コミュニケーションの確保	・・・・・・・・・・	8
3-3 安全性向上対策の実践	・・・・・・・・・・	10
3-5 人材育成および技術伝承の推進	・・・・・・・・・・	11
4．事故等の発生状況	・・・・・・・・・・	12
4-1 索道運転事故	・・・・・・・・・・	12
4-2 インシデント	・・・・・・・・・・	12
4-3 行政指導等	・・・・・・・・・・	12
5．お客様へのお願い	・・・・・・・・・・	12
6．安全報告書等に対するご意見について	・・・・・・・・・・	13

## ごあいさつ

平素から能勢電鉄をご利用いただき、また索道事業に対しまして、ご支援やご理解を賜り、誠にありがとうございます。

当社は「能勢妙見山」に参詣されるお客様の輸送と、沿線で産出される「特産物」の輸送を目的に1908年に設立されました。鉄道線は1913年に営業を開始し、現在は川西能勢口～妙見口駅間12.2Km、山下～日生中央駅間2.6Kmを営業しております。鋼索線・索道線は、妙見鋼索道株式会社により黒川駅から妙見山駅までの区間を上部線と下部線に分れた鋼索鉄道として1925年に運行を開始し、その後の戦時国策による資材供出のため、1944年に撤去されていたものを、1960年、当社の手により上部線を索道線（リフト）、下部線を鋼索線（ケーブル）として運転を再開しました。当社は、2008年に創業100周年を、2010年度には鋼索線・索道線が運転再開50周年を迎えました。これを機に当社の歴史と伝統を引き継ぐとともに、次代のニーズにマッチした新生能勢電鉄としてスタートを切ったところです。

索道事業にとって、索道の安全確保は最大の使命であります。

当社では、安全を維持・向上させるため、経営トップから運転、駅務、土木、電気、車両の係員に至るまで、運輸安全マネジメント制度を構築し、安全意識の徹底と安全管理体制の強化に取り組んでおります。現在、索道線は1960年の開業以来、50年間にわたり「有責事故ゼロ」を継続しております。しかし、今日の安全が明日の安全を担保するものではありません。そのためには常に日々の運行業務の中から「本当に安全であったのか」「ヒヤリ・ハットはなかったか」等「事故の芽」を掘り起こし、危機事象を想定して事故防止に努め、安全の確保に対する体制を確立しております。

索道線の起点駅である妙見の水広場におきましては、軽食店「味彩」のリニューアル、「エドヒガンの小径」の整備、「シグナス森林鉄道」の運転等により良質な余暇サービスを提供するとともに、お客さまや沿線にお住まいの皆さまとのコミュニケーションを大切にして、信頼される「のせでん」となるよう社員一人ひとりが力を合わせて取り組んでおります。

今後も索道事業運営の最優先事項として「輸送の安全確保」を最大の使命とし、お客様に「より安全」「より安心」「より快適」な輸送サービス安定的に提供できるよう、全社一丸となって取り組んでまいります。

この安全報告書は鉄道事業法第19条の4並びに当社安全管理規程に基づき、輸送の安全確保のための取り組みについてまとめたもので、皆様に広くご理解いただくとともに、皆様の声を今後の安全輸送に役立てたいと考え作成したものです。ご一読いただき、皆様の忌憚のないご意見、ご感想をいただければ幸いです。

私は平成22年6月をもって代表取締役社長に就任いたしました。

今後も社業発展と地域に密着したサービスを提供できるよう全力を尽くし専心努力いたす所存でございます。

岸本和也



# 1. 安全の基本的な方針と安全目標

## 1-1 安全の基本的な方針

鉄道事業法の規定に基づき設定した安全管理規程において「安全に関する基本的な方針」を定め、社長以下関係役職員に対して「輸送の安全の確保に係る行動規範」として周知・徹底いたしております。

### 輸送の安全の確保に係る行動規範

協力一致して事故の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。

輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を、遂行しなければならない。

常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めなければならない。

作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。また、その取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。

事故が発生した場合、その状況を冷静に判断してすみやかに安全適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。

作業にあたっては、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。

常に問題意識を持ち、安全管理規程及び安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。

## 『運転無事故の継続』

当社におきましては、1960(昭和35)年の開業以来50年間にわたり「有責事故ゼロ」を継続しており、責任事故が皆無であり運転保安業務に優秀な成績をあげたことにより、近畿運輸局長より「連続8期運転無事故表彰」を受けました。

2010年度も引き続き、社長以下全役職員が『運転無事故の継続』に向け取り組んでおります。

## 『安全最優先の職場風土の確立』

### 安全重点施策

「安全最優先」意識の徹底と浸透

情報伝達と共有化の徹底および双方向コミュニケーションの確保

安全性向上対策の実践

人材育成および技術伝承の推進



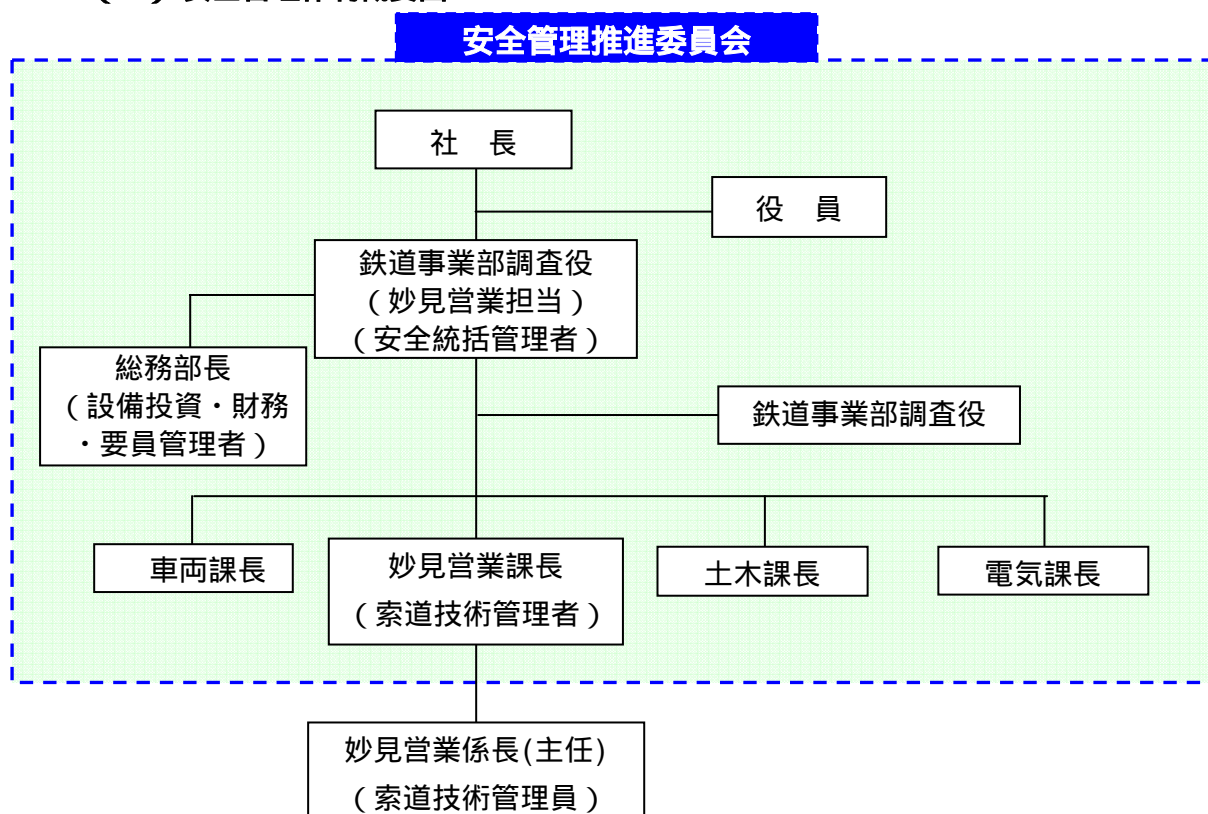
## 2 . 安全管理体制

2006年10月1日付けで「安全管理規程」の制定、並びに社長をトップとする「安全管理推進委員会」を発足しました。

2010年4月1日、業務組織変更に伴い、安全管理体制においても各管理者の責務をより明確にするため、安全管理規程及び安全管理推進委員会規程の変更を行いました。

### 2-1 安全管理体制

#### (1) 安全管理体制概要図



#### (2) 各管理者等の役割

役 職 名	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守管理その他、技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。
設備投資・財務 ・要員管理者	輸送の安全の確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括する。

## 2-2 安全管理推進委員会

安全管理推進委員会は、「安全管理規程」に定めるとおり、輸送の安全を確保するため、輸送業務の実施および管理の方法を確認し、事故の再発防止対策等安全性の向上を図る施策を推進することを目的として設置しています。

安全管理推進委員会は、社長を委員長として常勤の役員および全管理職で組織し、毎月1回定期的に開催しています。

## 2-3 安全管理規程、安全管理推進委員会規程

安全管理規程は、鉄道事業法の規定に基づき、安全管理体制を確立し、輸送の安全水準の維持及び向上を図ることを目的として、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理の体制・方法を定めています。

また、安全管理推進委員会規程は、同委員会の構成員・審議事項・報告すべき事項など責務や運営方法等を定めています。

## 2-4 2009年度の安全管理に係る主な活動

実施月		活動内容
毎月（1回）		安全管理推進委員会の開催
毎月（1回程度）		安全統括管理者の現場巡視
2009年	4月	社長の現場巡視（春の全国交通安全運動）
	6月	フォローアップ監査
	7月	社長の現場巡視（安全運転推進運動）
	8月	2009年安全報告書の公表
	9月	社長の現場巡視（秋の全国交通安全運動）
	12月	鉄道安全監査（現業部門）
	12月	社長の現場巡視（年未年始輸送安全総点検）
2010年	2月	内部監査（社長、安全統括管理者、総務部長）
	3月	索道線重大事故発生時対応訓練
	3月	2010年度安全計画策定

# 3 . 安全重点施策の内容

## 3-1 安全最優先の意識の徹底と浸透

### (1) 安全意識の高揚

安全管理規定の安全に関する基本的方針「行動規範」、並びに2010年度安全方針である「安全最優先の職場風土の確立」を全社員が認識して実行できるよう、P(計画) - Do(実行) - C(検証) - A(改善)サイクルによる教育指導を行うとともに、職場とのコミュニケーションを十分にとり、相互に「理解力」と「行動力」を発揮して事故が起こる前に問題解決に当たれる職場構築に努めています。

<b>Plan</b> (計画)	従来の実績や将来の予測などをもとにして計画を作成する
<b>Do</b> (実行)	計画に沿って実施する
<b>Check</b> (検証)	実施が計画に沿っているかどうかを検証する
<b>Action</b> (改善)	実施が計画に沿っていない部分を調べて改善をする



### (2) 社長及び安全統括管理者による現場巡視と意見交換会

組織内のコミュニケーションによって風通しの良い社内風土作りを推進するため、鉄道線と同様に、社長及び安全統括管理者が定期的に現場巡視を実施するとともに、巡視の際には「現業部門とのコミュニケーションの確保」と「安全最優先の意識の醸成」を目的として、意見交換会を実施しています。

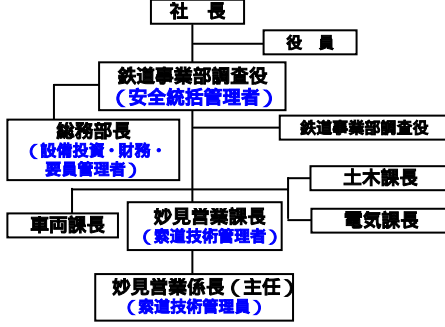




### (3) 安全基本方針の周知徹底

「安全行動規範カード」を作成し、社員等全係員に配布・携帯させるとともに、「安全行動規範」を職場に掲示し、安全基本方針の周知に努めています。

また、鉄道事業部内の会議・研修等においては、毎回、出席者全員で「安全行動規範」を唱和するとともに、安全基本方針の趣旨等について教育を行い、安全意識の高揚を図っています。

<p style="text-align: right;">能勢電鉄株式会社</p> <p style="text-align: center;"><b>輸送の安全の確保に係る 行動規範</b></p> <p><b>【安全輸送の確保】</b> 協力一致して事故の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。</p> <p><b>【法令・規程の遵守】</b> 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を、遂行しなければならない。</p> <p><b>【安全輸送に関する状況の熟知】</b> 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めなければならない。</p> <p><b>【確認励行・安全最優先】</b> 作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。またその取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。</p> <p><b>【人命尊重】</b> 事故が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。</p> <p><b>【正確迅速な情報伝達】</b> 作業にあたっては、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。</p>	<p><b>【継続的な改善・変革】</b> 常に問題意識を持ち、安全管理規程並びに安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。 社 長</p> <p><b>【安全管理規程の目的】</b> 輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。</p> <p><b>【索道線 安全管理体制】</b></p>  <p style="text-align: right;">2010年4月1日</p>
---	--

### (4) 関係法令等の遵守の徹底

安全基本方針と関係法令の遵守の徹底を図るため、社長以下関係役職員に対して、職務内容に応じて、安全管理規程や関係法令等の教育を実施し、安全最優先の徹底を図っています。

### (5) 文書管理及び記録の徹底

安全管理体制に関する文書の整備を行い、会議、教育、訓練等の必要な記録を作成するとともに、文書管理規程に基づいた適正な管理の徹底を図っています。

## 3-2 情報伝達と共有化の徹底および双方向コミュニケーションの確保

### (1) 「事故の芽」の報告の徹底と分析及びその対策

輸送の安全を脅かす「事故の芽」となる事例の抽出に努めるとともに、報告の徹底を図っています。

抽出した事故の芽は、各部門において原因の分析と検証を行い、事故防止対策を検討し安全性の向上を図っています。

#### 『事故の芽』について

当社では、「事故や輸送障害、災害、インシデントには至らないが、これらに発展する可能性がある軽微な事故、障害、故障、ヒヤリ・ハット及びリスク等」を『事故の芽』と定義しています。

## (2) 安全管理推進委員会等での取組み

運転事故、輸送障害、「事故の芽」情報等について、毎月定期的を開催する安全管理推進委員会（委員長：社長）並びに鉄道事業部連絡会議において報告を徹底し、情報の共有化を図っています。

また、安全管理推進委員会においては、各部門において検討した事故等の分析結果及び再発防止対策について審議し、具体的な対策を講じるなど、事故防止に取り組んでいます。

安全管理推進委員会



## (3) 教育・訓練

事故防止と不測の事態・事故に備えるため、関係係員に対し計画的に教育・訓練を実施し、事故防止並びに人材の育成に努めています。

お客様の救助訓練



脱索事故復旧訓練



机上教育



### 3-3 安全性向上対策の実践

#### (1) 安全管理推進委員会における安全性向上施策の実践

安全管理推進委員会においては、輸送の安全に係る中期計画の検討及び各部門における安全対策計画や安全性向上活動について検証し、安全性の向上を図る施策を実践しています。

また、自社において発生した事故等については、原因分析のうえ各部門にて再発防止策を検討し、安全管理推進委員会において審議し、対策を講じることとしています。他社の事故についても、集約した情報をもとに、当社に關係する事項について対策を検討し、同種事故の防止を図っています。

#### (2) 安全対策

安全性の維持・向上のために、計画的に諸設備の点検・修理を行っています。

2009年度においては支柱13本の内6本(7号柱~12号柱)の溶接補強工事と塗装および搬器とワイヤーロープを固定する握索機の一部更新を行いました。

#### 主な安全対策設備

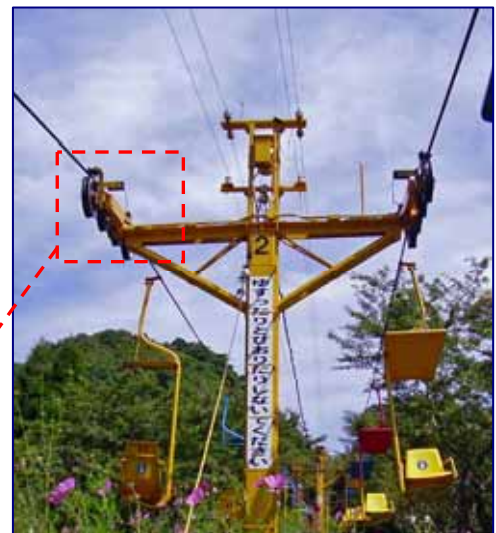
名称	機能
非常停止ボタン	異常事態等発生時に、リフト乗降場に設置している非常停止ボタンを押すと、リフトの運転が停止します。
脱索検出装置	索条(ワイヤーロープ)が受索輪(滑車部分)から外れた場合、それを検出して自動的にリフトの運転を停止させます。



乗降場に設置の非常停止ボタン



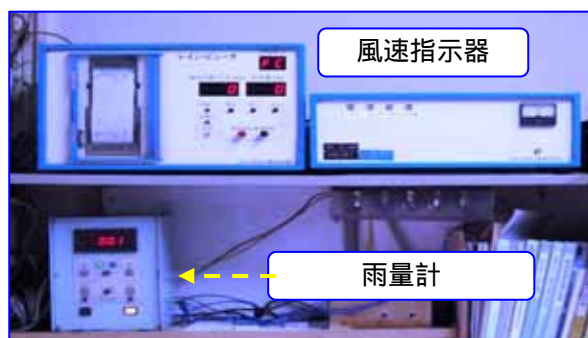
脱索検出装置



### (3) 防災対策

風速計、雨量計を設置し、各々の受信機は妙見ケーブルの山上駅に設置し、常にその状況を監視して、必要に応じてリフトの運転停止や防災体制の発令を速やかに行い、安全運行に努めています。

また、自然災害に対する対策として、その被害を最小限にとどめるため、防災体制実施要綱を定め、気象状況に応じた体制の確保に努めています。



### (4) 点検・整備

#### 定期検査

法定の技術基準に則り、1ヵ月検査および冬季の運休期間中に12ヵ月検査を実施しています。

#### 始業点検

毎日の運行前には、搬器、ワイヤーロープ、支柱など諸設備の点検および試運転を実施しています。



## 3 - 4 人材育成および技術伝承の推進

リフトをご利用になるお客様の安全輸送を確保するため、年間教育計画に基づく教育において知識や基本の動作を徹底して教育しており、また個人指導ではコミュニケーションにより信頼性を築き、マナーやルールについても教育指導を図っております。

人材育成については教育・訓練等により、次世代の職場の核となる人材育成と次世代まで必要とする技術・技能の伝承に取り組んでおります。

## 4 . 事故等の発生状況

### 4 - 1 索道運転事故

年 度	索道運転事故
2007 年度	0 件
2008 年度	0 件
2009 年度	0 件

### 4 - 2 インシデント（索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態）

過去 3 年間、インシデントはありませんでした。

### 4 - 3 行政指導等

過去 3 年間、国土交通省からの指導等はありませんでした。

## 5 . お客様へのお願い

### （1）リフト乗車時のお願い

リフトにご乗車されるときは、係員が案内するまでお待ちください。

乗車されるときは、係員の案内に従い順序よく所定の位置からご乗車ください。



乗降場所を示す目印

## (2) リフト乗車中のお願い

乗車中、故意にリフトの搬器（椅子）を大きく揺らすと、索条（ワイヤーロープ）が受索輪（滑車部分）から外れることがありますので、搬器を揺らしたり搬器から飛び降りたりしないでください

乗車中にリフトが停止した場合は、係員の指示があるまでお待ちください。



## 6 . 安全報告書等に対するご意見について

索道事業における安全報告書の内容や安全への取り組みに対するご意見、ご質問等は、下記へご連絡下さい。

担当部署	能勢電鉄株式会社 鉄道事業部 妙見営業課
住 所	〒666-0121 川西市平野1丁目35番2号
電 話	072(792)7716 (月～金の平日、9時00分～17時30分)
FAX	072(792)7730



日蓮宗の関西における総本山・能勢妙見



妙見山クッキングセンター